

令和二年四月一日以後に設置された坑道であつる。)	C ₁ = $(C_1 \times 1 / L - T_1) \times y_1 / Y_1$ (この式において、a ₁ , C ₁ , 1, L, T ₁ , y ₁ 及びY ₁ は、それぞれ次の値を表すものとする。 a ₁ 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額 C ₁ 鉱害防止事業に必要な費用の額 L 坑道が設置された年月から坑道の使用終了予定年月までの月数 T ₁ 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額 y ₁ 十二（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあつては、当該年度の四月からその使用の終了を予定している月までの月数） Y ₁ 次の表の上欄に掲げる坑道に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数	との積立金）をその積立期限までに積み立てなかつたときは、速やかに、産業保安監督部長に対し、その旨を通知しなければならない。 第十五条 法第七条第四項の経済産業省令で定める算定基準は、次の各号に定めるとおりとする。 一 坑道の坑口の閉そく事業にあつては、次の式により算定すること。 $a_1 = (C_1 \times 1 / L - T_1) \times y_1 / Y_1$ (この式において、a ₁ , C ₁ , 1, L, T ₁ , y ₁ 及びY ₁ は、それぞれ次の値を表すものとする。 a ₁ 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額 C ₁ 鉱害防止事業に必要な費用の額 L 坑道が設置された年月から坑道の使用終了予定年月までの月数 T ₁ 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額 y ₁ 十二（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあつては、当該年度の四月からその使用の終了を予定している月までの月数） Y ₁ 次の表の上欄に掲げる坑道に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数	

他の坑道	当該年度の四月から坑道の使用終了予定年月までの月数	道が設置された年月から起算して二百四十月を経過していない場合に限る。）	
		当該年度の四月から坑道の使用終了予定年月までの月数	月数

他の集積場	当該年度の四月から集積場の使用終了予定年月までの月数	令和二年四月一日以後に設置された集積場であつて、当該集積場の使用終了予定年月が令和二十二年三月までの月数	
		当該年度の四月から坑道の使用終了予定年月までの月数	月数

他の坑道	当該年度の四月から坑道の使用終了予定年月までの月数	令和二年四月一日以後に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が令和二十二年三月までの月数	
		当該年度の四月から坑道の使用終了予定年月までの月数	月数

（利息）

C ₂ = $(C_2 \times v / V - T_2) \times y_2 / Y_2$ (この式において、a ₂ , C ₂ , v, V, T ₂ , y ₂ 及びY ₂ は、それぞれ次の値を表すものとする。 a ₂ 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額 C ₂ 鉱害防止事業に必要な費用の額 V 集積場の設置の日（昭和四十八年七月一日以前に設置された集積場にあつては、昭和四八年七月一日）から集積場の使用終了予定時までの間に集積されることとなつている集積物の予定量（単位立方メートル） T ₂ 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額 y ₂ 十二（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあつては、当該年度の四月からその使用の終了を予定している月までの月数） Y ₂ 次の表の上欄に掲げる集積場に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数	令和二年四月一日前に設置された集積場であつて、当該集積場の使用終了予定年月が令和二十二年三月までの月数	
	当該年度の四月から坑道の使用終了予定年月までの月数	月数

C ₃ = $(C_3 \times t / T - T_3) \times y_3 / Y_3$ (この式において、a ₃ , C ₃ , t, T ₃ , y ₃ 及びY ₃ は、それぞれ次の値を表すものとする。 a ₃ 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額 C ₃ 鉱害防止事業に必要な費用の額 T ₃ 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額 y ₃ 十二（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあつては、当該年度の四月からその使用の終了を予定している月までの月数） Y ₃ 次の表の上欄に掲げる坑道に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数	令和二年四月一日前に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が令和二十二年三月までの月数	
	当該年度の四月から坑道の使用終了予定年月までの月数	月数

（利息）

二パーセントとする。

前項の利息は、鉱害防止積立金の受入れの日及び払渡しの日については、付さない。

第十七条 機構は、前条の利息につき権利を有する者から請求があつたときは、これを払い渡さなければならない。

第十八条 法第九条の特定施設に係る鉱害防止積立金を積み立ておく必要がないものとして経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特定施設に係る鉱害防止事業が実施された場合

二 特定施設について坑水又は廃水による鉱害が生ずるおそれがなくなつた場合

三 採掘権者があつては、特定施設に係る採掘権の鉱区に租鉱権が設定され、又は当該鉱区に設定された租鉱権の租鉱区の増加があつたことにより、当該租鉱権の租鉱権者が当該特定施設について鉱山保安法第八条の規定により措置を講ずることとなつた場合

四 租鉱権者があつては、特定施設に係る租鉱権の租鉱区の減少があつたことにより、当該租鉱権者にあつては、特定期設に係る租鉱権の租鉱区の減少があつたことにより算定した結果、同条第二項に規定する場合に該当することとなつた場合

五 当該年度の鉱害防止積立金について第十五

条第一項により算定した結果、同条第二項に規定する場合に該当することとなつた場合

六 特定施設の設置の時期及び使用終了の予定

七 捨石又は鉱さいの集積場にあつては、当該集積場の使用終了予定期における集積物の予定量

八 昭和四十八年七月一日前に設置された捨石又は鉱さいの集積場にあつては、昭和四十八年七月一日から使用終了予定期までに当該集積場に集積されることとなつていて集積物の

合にあつては、それぞれ該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 鉱害防止事業を実施する場合 鉱害防止事業の内容を記載した書面、経費の明細書及び鉱害防止事業を実施することを証する書面

二 前条第一項第一号に該当する場合 鉱害防

止事業の内容を記載した書面、絏費の明細書

九 特定施設の使用終了後に実施する鉱害防止

予定期

二 前条第一項第一号に該当する場合 鉱害防

止事業の内容を記載した書面、絏費の明細書

及び鉱害防止事業が実施されたことを証する書面

三 前条第一項第二号に該当する場合 特定期設について坑水又は廃水による鉱害が生ずるおそれがなくなつたことを証する書面

四 産業保安監督部長は、第一項の規定により交付された鉱害防止積立金取戻金額確認申請書が適切であると認めたときは、速やかに、鉱害防止積立金取戻金額確認書を該申請書を提出した者に交付しなければならない。

五 機構から鉱害防止積立金の払渡しを受けようとする場合は、前項の規定により交付された鉱害防止積立金取戻金額確認書を機構に提出しなければならない。

六 産業保安監督部長は、採掘権者若しくは租鉱権者又は採掘権者若しくは租鉱権者であつた者が鉱害防止積立金の積立てをしている特定施設について第十八条第一項各号のいずれかに該当するにもかかわらず当該鉱害防止積立金について前条第一項の鉱害防止積立金取戻金額確認申請書を提出しない場合は、当該採掘権者若しくは租鉱権者又は採掘権者若しくは租鉱権者であつた者に対し、その旨を通知しなければならない。(報告)

七 第二十一条 第十条第一項に規定する特定施設を有する採掘権者又は租鉱権者は、毎年度四月三十日までに、当該特定施設について次に掲げる事項を記載した書面を産業保安監督部長に提出しなければならない。

八 第二十二条 特定期設について鉱山保安法第八条の規定により措置を講じなければならぬ場合に該当することとなつた場合には、それが当該各号に掲げる者は、産業保安監督部長に対し、遅滞なく、その旨を報告しなければならない。

九 第二十三条 指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者については相続人その他の一般承継があつた場合に該当する者には、産業保安監督部長に対し、遅滞なく、その旨を報告しなければならない。

十 第二十四条 指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者については、これらの者の相続人その他の一般承継人は、産業保安監督部長に対し、遅滞なく、その旨を報告しなければならない。

十一 第二十五条 指定特定施設の種類、名称及び所在地

十二 第二十六条 指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者については、これらの者の相続人その他の一般承継人は、産業保安監督部長に対し、遅滞なく、その旨を報告しなければならない。

十三 第二十七条 産業保安監督部長は、法第十二条第一項の規定により、毎年度九月三十日(法第二条第四項において準用する法第十条第一項の規定により鉱害防止事業基金に拠出したものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

十四 第二十八条 産業保安監督部長は、法第十二条第一項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

十五 第二十九条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

十六 第三十条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

十七 第三十一条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

十八 第三十二条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

十九 第三十三条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

二十 第三十四条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

二十一 第三十五条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

二十二 第三十六条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

二十三 第三十七条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

二十四 第三十八条 産業保安監督部長は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の規定による報告があつたときは、法第十条第一項、第二項又は第三項の規定により鉱害防止積立金を積み立てたものとみなされた者に対する拠出)までに、その年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日(法第二条第六項の規定による指定が当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間に行われた場合にあつては、その年の十一月三十日)までに、特定施設ごとに、当該年度に拠出しなければならない金額の額を算定し、その額及びその算定の基礎の概要を当該指定特定施設に係る採掘権者又は租鉱権者に通知しなければならない。

第二十五条 採掘権者又は租鉱権者は、三月以内に一回、定期に、鉱山保安法第八条の規定により措置を講じなければならないものとされる使用済特定施設について次に掲げる事項を記載した書面を産業保安監督部長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 鉱害防止事業を行ふ事業場の名称及び所在地

三 使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施状況

四 使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施状況

五 使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施状況

六 使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施状況

七 使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施状況

八 使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施状況

九 使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施状況

十 前号の鉱害防止事業に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称を記載した書類

五 鉱害防止業務に用いる機械器具その他の設備の数及びその所有又は借り入れの別

六 鉱害防止業務に従事する者の資格及び数

七 鉱害防止業務以外の業務を行つている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類

(変更の届出) 第三十八条 指定鉱害防止事業機関は、法第二十条の規定による届出をしようとするときは、様式第九の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務規程) 第三十九条 法第二十二条第一項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 鉱害防止業務を行う事務所又は事業場の名称及び所在地

二 鉱害防止業務の実施に關し遵守すべき事項

三 鉱害防止業務に從事する者の資格に關する事項

四 鉱害防止業務に係る測定、記録等に關する事項

五 鉱害防止業務に係る施設及び設備等の管理に關する事項

六 鉱害防止業務に從事する者の危害予防に関する事項

七 事故、天災その他の事由により坑水又は廃水の処理に支障を生じたときの措置に關する事項

八 前各号に掲げるもののほか、鉱害防止業務に關し必要な事項

二 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第十の申請書に業務規程の案を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

三 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十一の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

四 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

五 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

六 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

七 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

八 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

九 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第十条 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業計画等) 第四十四条 指定鉱害防止事業機関は、法第二十三条第一項の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任) 第四十二条 指定鉱害防止事業機関は、法第二十四条の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載) 第四十三条 指定鉱害防止事業機関は、鉱害防止業務を行う事業場ごとに帳簿を備えなければならぬ。

四 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定特定施設に係る鉱害防止業務を実施した日時及びその内容

二 坑水又は廃水の量及びその水素イオン濃度

三 その他の水質の測定結果

四 施設の故障、破損、停電その他の事故が発生し、又は暴風雨その他の特別の事由により、鉱害防止業務に支障を生じた場合にはあつては、その状況、原因及びそれに對して講じた措置

五 坑水又は廃水の量及びその水素イオン濃度

六 その他の水質の測定結果

七 生し、又は暴風雨その他の特別の事由により、鉱害防止業務に支障を生じた場合にはあつては、その状況、原因及びそれに對して講じた措置

八 五年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

三 法第二十九条第二項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

四 第四十三条の二 前条第二項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他)の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二十九条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

五 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十一の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

六 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

七 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

八 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

九 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

十 指定鉱害防止事業機関は、法第二十二条第一項の規定による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 機構等による鉱害防止業務を実施していいた指定鉱害防止事業機関

二 鉱害防止業務を行つていなかった指定鉱害防止事業機関以外の指定鉱害防止事業機関

(業務の引継ぎ等)

三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

四 第四十五条 指定鉱害防止事業機関は、法第三十条第三項に規定する場合に限り、経済産業大臣が指定した者に引き継ぐこと。

五 第四十六条 法第二十七条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、当該指定鉱害防止事業機関の事務所又は事業場の所在地を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

六 第四十七条 削除

(鉱業法施行規則の準用)

四十八条 鉱業法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第二号)第三十五条の三から第三十七号までの規定は、法第十三条第一項において準用する鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第一百六条から第七百七条までの土地の使用及び水の使用に準用する。

四十九条 鉱山保安法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第九十六号)第四十八条の規定は、法第十三条第二項において準用する鉱山保安法(昭和二十四年法律第二百六十九号)第六条の意見の聴取に関する手続に準用する。

五 鉱業法施行規則第四十九条から第五十六条までの規定は、法第三十五条において準用する鉱業法(昭和二十六年法律第二百六十九号)第五十六条の意見の聴取に関する手続に準用する。

六 第五十一条 法第三十六条第三項の証明書は、様式第十六及び様式第十七によるものとする。

(鉱山保安法施行規則の準用)

四十九条 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)第四十八条の規定は、法第十三条第二項において準用する鉱山保安法(昭和二十四年法律第二百六十九号)第六条の意見の聴取に関する手続に準用する。

五十一條 産業保安監督部の支部の管轄区域内にある鉱山に係るこの規則の規定による採掘権者又は粗鉱権者からの届出、申請及び報告は、その届出、申請及び報告に係る鉱山の所在地を管轄する産業保安監督部の支部長を経由してしなければならない。

(鉱山保安法施行規則の準用)

五十二条 採掘権者又は粗鉱権者は、鉱業法施行規則第三十一条第一項(同令第三十三条において準用する場合を含む。)の規定により選任の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

五十三条 指定鉱害防止事業機関は、法第二十三条第一項の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

五十四条 法第三十条第一項の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(機構等による鉱害防止業務)

五十五条 (鉱業代理人の保安に関する代理権限)

一 機構等による鉱害防止業務を実施していいた指定鉱害防止事業機関

二 鉱害防止業務を行つていなかった指定鉱害防止事業機関以外の指定鉱害防止事業機関

(業務の引継ぎ等)

三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

四 第五十二条 採掘権者又は粗鉱権者は、鉱業法施行規則第三十一条第一項(同令第三十三条において準用する場合を含む。)の規定により選任の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

五 第五十三条 指定鉱害防止事業機関は、法第二十三条第一項の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

六 第五十四条 法第三十条第一項の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(機構等による鉱害防止業務)

七 第五十五条 (鉱業代理人の保安に関する代理権限)

一 機構等による鉱害防止業務を実施していいた指定鉱害防止事業機関

二 鉱害防止業務を行つていなかった指定鉱害防止事業機関以外の指定鉱害防止事業機関

(業務の引継ぎ等)

三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

四 第五十六条 採掘権者又は粗鉱権者は、鉱業法施行規則第三十一条第一項(同令第三十三条において準用する場合を含む。)の規定により選任の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

五 第五十七条 指定鉱害防止事業機関は、法第二十三条第一項の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

六 第五十八条 法第三十条第一項の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(機構等による鉱害防止業務)

七 第五十九条 (鉱業代理人の保安に関する代理権限)

一 機構等による鉱害防止業務を実施していいた指定鉱害防止事業機関

二 鉱害防止業務を行つていなかった指定鉱害防止事業機関以外の指定鉱害防止事業機関

(業務の引継ぎ等)

三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

四 第六十条 採掘権者又は粗鉱権者は、鉱業法施行規則第三十一条第一項(同令第三十三条において準用する場合を含む。)の規定により選任の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

五 第六十二条 指定鉱害防止事業機関は、法第二十三条第一項の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

六 第六十三条 法第三十条第一項の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(機構等による鉱害防止業務)

七 第六十四条 (鉱業代理人の保安に関する代理権限)

一 機構等による鉱害防止業務を実施していいた指定鉱害防止事業機関

二 鉱害防止業務を行つていなかった指定鉱害防止事業機関以外の指定鉱害防止事業機関

(業務の引継ぎ等)

三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

四 第六十五条 採掘権者又は粗鉱権者は、鉱業法施行規則第三十一条第一項(同令第三十三条において準用する場合を含む。)の規定により選任の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

五 第六十六条 指定鉱害防止事業機関は、法第二十三条第一項の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第十三の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

六 第六十七条 法第三十条第一項の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(機構等による鉱害防止業務)

七 第六十八条 (鉱業代理人の保安に関する代理権限)

附則（平成〇年六月八日通商産業省令第六四号）
この省令は、平成十年七月一日から施行する。

附則（平成二年八月二日通商産業省令第七六号）
この省令は、公布の日から施行する。

省令第一四号

附 則 (平成一五年三月三日経済産業省令第四三号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一六年一月三〇日経済産業省令第九号) 抄

第一条 この省令は、石油公团法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号。以下「廃止法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月一日）から施行する。ただし、附則第二条、第三条及び第六条の規定は、廃止法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。

省令第七〇号
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年三月四日経済産業省
令第一四号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成
十七年三月七日）から施行する。
附 則（平成一七年三月一一日経済産業
省令第二一号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行す
る。

附 則（平成十八年三月三日経済産業省令第二六号）この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三日経済産業省令第二九号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二三年九月六日経済産業省令第八二号）

律の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。

附 則（令和元年八月一日経済産業省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日経済産業省令第三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二一八日経済産業省令第九二号）
（施行期日）

(第一條) この省令は、公布の日から施行する。

(第二条) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の

一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年一月一日）
省令第八四号

めのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

**附 則（令和五年三月二八日経済産業省
令第一一号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構

（経過措置）
第三条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前の金属鉱業等監査対策特別措置法施行等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

る改正前の金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第二条に規定するそう鉱、アンチモニー鉱又はクローム鉄鉱に係る处分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第二条に規定するビスマス鉱、アンチモン鉱又はクロム鉄定する

ものとみなす。
三経の他の行者も一
金に仕え分ける。

様式第5 (平成12年1月版) 平成12年1月1日施行規則(令和元年1月1日施行規則)による 変更	
新規立正奉公業基盤整備促進法	
産業基盤整備監査官 様	年 月 日
仕合 長又は会員 法人代表者 其他の者	
企画部等若手幹部別業基盤整備監査官の第3項の規定により監査報告書を提出する場合へは提出場所下記よりお対応ください。専門の場所へはより届け出ます。 証	
1 実務者の監査報告書 2 実務者の監査報告書 3 優良な監査報告書 優良な監査報告書は、日本流通基盤整備協会「スナック」。	

式様第(一)のものと同一のものとし、平成24年4月1日以後に新規に登録する場合の登記用紙を「新規登記用紙」と定める。
新規登記用紙は、新規登記手続書類の登記用紙と同一のものとする。
新規登記用紙は、新規登記手続書類の登記用紙と同一のものとする。
新規登記用紙は、新規登記手続書類の登記用紙と同一のものとする。

模式第3 (平成20年4月1日基準) 平成20年4月1日基準より「令和元年4月1日基準」(令和元年4月1日基準)
 定住監督係たる事務課長の印と監督係
 住民登録大蔵 残 年 月 日
 住 所
 代表者又は名前
 法人又は団体の代表者の氏名
 本多某君等皆記入済み別紙提出用紙の規定によるものとし別紙提出用紙の規定に従つて記入せられんとする旨を申告します。 記

- 1 本多某君の登録地
- 2 登録届出の登録を業主とする事務所 (事務機関) の名称及び所在地
- 3 行方不明の登録を業主とする事務所の経営
- 4 登録届出の登録を業主とする事務所の登録年月日
- 備 記欄の大きさは、日本語で記入して下さいとすること。

様式第9 (平成20年1月1日施行、平成20年4月1日改定版) - 令和元年4月1日施行版 - 一般社
会法規第1回 証明書(販売店)・契約書(販売店)

在 手
印を捺す上に本契約書の名前
代表者の氏名
会員証等証明書や有効な神職證書等の要件により次の上記のうちのどちらかの上に印を捺すものとし
て販売店としている旨を出します。

1. 家賃料の名称 (販売の範囲内に某部屋を分ける場合) (本店舗) の所在地
2. 家賃料の支払する年月日
3. 家賃料の理由
備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第10 (平成20年1月1日施行、平成20年4月1日改定版) - 令和元年4月1日施行版 - 一般社
会法規第2回 証明書(販売店)・契約書(販売店)

在 手
印を捺す上に本契約書の名前
代表者の氏名
会員証等証明書や有効な神職證書等の要件により次の上記のうちのどちらかの上に印を捺すものとし
て販売店としている旨を出します。

1. 家賃料の支払する年月日
2. 家賃料の理由
備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第11 (平成20年1月1日施行、平成20年4月1日改定版) - 令和元年4月1日施行版 - 一般社
会法規第3回 証明書(販売店)・契約書(販売店)

在 手
印を捺す上に本契約書の名前
代表者の氏名
会員証等証明書や有効な神職證書等の要件により次の上記のうちのどちらかの上に印を捺すものとし
て販売店としている旨を出します。
記

1. 家賃料の支払する年月日
2. 家賃料の理由
3. 家賃料の理由
備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第12 (平成20年1月1日施行、平成20年4月1日改定版) - 令和元年4月1日施行版 - 一般社
会法規第4回 証明書(販売店)・契約書(販売店)

在 手
印を捺す上に本契約書の名前
代表者の氏名
会員証等証明書や有効な神職證書等の要件により次の上記のうちのどちらかの上に印を捺すものとし
て販売店としている旨を出します。

1. 家賃料の支払する年月日
2. 家賃料の理由
3. 家賃料の理由
備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第13 (平成6年版) 第3回 令和元年3月1日施行規則(令和元年3月1日施行規則) 第3回
事業者届け及び交付認可申請書
経営業大四段 年月日
住 所
登記者防災重要性の有無
代表者の氏名
企画部業者認可対象特別措置法第33条第1項の規定により別紙のとおり審査計画
及び交付認可の要件を定め(以下「中間書」と)
審査 対象の大きさは、日本標準地積換算アーティカルなどのこと。

様式第14 (平成12年版) 第1回、平成12年版第1号令(昭和57年1月1日施行) 第1回の
事業計画(以下「本規程」)は、次に定める事項に依る。
新潟県大口 殿 年 月 日
在 住 有 定額料金支拂いの方法
金額を算定するための標準地価並びにその他の算定によりかかる事業費
代金の額及びその他の算定に付随する額。
本規程は、実施する年度の初日より適用される。ただし、(1)本規程の施行後
(以下「本規程」)の実施する年度の初日より適用される。(2)本規程の施行後
1. 賃貸する土地の所有権が移転する場合
2. 地主の死滅する場合
3. 地主の出走する場合
地主の死滅の場合は、日本連続課税法A4とすること。

様式第15 (平成14年版)		記入欄
平成14年4月1日 令和元年3月31日		
被扶養者(被扶助者)の氏名		
扶養者の氏名(姓氏) 手帳番号		
被扶養者大変 扶助年月日		年月日
在 住		
都道府県立障害者施設の名称 或は施設の所在地名		
会員登録等郵便対応実績登録用紙に記載したところの扶養者の氏名(姓氏) の確認を受けたものと申告します。		
1 連絡 兼用 () なしとする扶養者の氏名及び開闢 2 連絡 兼用 () なしとする年月日 3 連絡 兼用 () なしとする年月日 4 連絡 兼用 () なしとする年月日		
備考 両親の大きさで、日本語を理解できるA4のこと。		

様式第17 (郵便局の金券、切手販賣券の一般販売)

記号ナメークル

全国販賣業者別別種別販賣店別別種別(販売)による正人営業行
販賣店の番号記入欄
販賣店名 販賣店番号 販賣店名 販賣店番号
販賣店名 販賣店番号

郵便局販賣業者別別種別販賣店別別種別(販売)による正人営業行

販賣店の番号記入欄

販賣店名
販賣店番号
販賣店名
販賣店番号

販賣店名
販賣店番号